

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の概要

I 背景

近年、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等のモバイル端末が普及していることに伴い、多くの提供主体が公衆無線LANアクセスサービスを提供するようになってきている。こうした状況を踏まえ、無線LANの安心安全な利用や普及のために必要な方策について検討を行うため、総務省において平成24年3月から無線LANビジネス研究会が開催され、平成24年7月には「無線LANビジネス研究会報告書」が取りまとめられた。本報告書においては、今後の無線LAN事業の円滑な遂行に資する観点から、関係者が取り組むべき事項について指摘が行われており、その中で「公衆無線LANサービスについては、時代の変化に応じてサービスの提供形態が多様化しており、必要に応じ、規定の明確化を図る等の観点から、電気通信事業法関連の省令などの関係規定について見直しの検討を行う必要がある」とされている。

今後、公衆無線LANアクセスサービスの利用はさらに進展していき、それに伴い当該サービスの提供主体となる者も多岐にわたることが想定される。本報告書における指摘を踏まえ検討を行ったところ、公衆無線LANアクセスサービスを安心安全に利用できるようにするためには、上記のように近年増加しているサービス提供形態においてもその提供に当たって、契約の締結時に提供条件の説明が適切に行われる必要がある。

II 概要

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条は、利用者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結することを可能とすることによって、契約締結に係る電気通信事業者等と利用者との間のトラブルを防止し、利用者の利益の保護が図られるよう、電気通信事業者等が、契約の締結等に当たり、利用者が最低限理解すべき提供条件を説明しなければならないこととしている。

その対象となる電気通信役務については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）に規定されており、本件改正は、当該電気通信役務のうち、公衆無線LANアクセスサービスについて、その定義の範囲を拡充するため以下の見直しを行うものである。

(1) 接続される移動端末の範囲の拡充

公衆無線LANアクセスサービスは、これまでモバイルパソコン等によ

る利用が想定されていたが、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等の普及に伴い、当該端末を対象とした公衆無線LANアクセスサービスが広く展開されている状況を踏まえ、接続される移動端末の範囲を拡充し、携帯電話端末等を接続するサービスも提供条件の説明義務の対象とする。なお、本見直しに伴い、他のサービスとの重複が生じる部分については所要の規定の改正を行う。

(2) 設置形態に合わせた設備の追加

公衆無線LANアクセスサービスの形態が多様化し、設備の設置形態によって、現行において規定される設備（端末系伝送路設備（注1））の範囲に含まれないとされる設備（端末設備（注2））を用いてサービス提供が行われる場合がある（注3）。設備の設置形態によって提供条件の説明義務の対象とされないことがないよう、そのような設備を用いたサービスも無線LANアクセスサービスとして説明義務の対象とする。

(注1)

端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備のこと。

(注2)

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置されるもの。

(注3)

公衆無線LANアクセスサービスに用いられる基地局は、通常端末系伝送路設備に位置付けられるが、同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置する場合には、端末設備として位置付けられることがある。

